

令和 5 年 11 月 吉日

関係機関 各位

岐阜県信用保証協会

## 保証制度の創設等について

日頃から当協会の業務運営に格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ぎふスタートアップ支援コンソーシアムにおける「ぎふプライムスタートアップ認定」を受けた中小企業者を支援することを目的とし、令和 5 年 12 月 1 日より次の保証制度を創設いたしますので、ご案内いたします。

また、従来からあります「創業支援資金（県 SSS）」におきましては、同日付で商工会議所様および商工会様が信用保証の申込窓口に追加されますので、併せてご案内いたします。

**創業支援資金（ぎふプライム）**

<b>制度目的</b>	ぎふスタートアップ支援コンソーシアムにおける「ぎふプライムスタートアップ認定」を受けた中小企業者を支援することを目的とする。
<b>申込人 資格要件</b>	ぎふスタートアップ支援コンソーシアムのぎふプライムスタートアップ認定要領の規定により「ぎふプライムスタートアップ」に認定されている中小企業者であり、次にいずれにも該当するもの。 （１）当該認定の日から起算して１０年を経過していないこと。 （２）当該認定を受けた際の事業計画と何らかの関係性を有する事業を営んでいること。
<b>保証限度額</b>	２億円（うち運転資金は８，０００万円）
<b>保証割合</b>	申込金融機関の選択した責任共有制度の方式によるものとする
<b>対象資金</b>	「ぎふプライムスタートアップ」の認定を受けた事業計画に要する資金
<b>貸付形式</b>	証書貸付又は手形貸付とする
<b>返済方法</b>	一括返済又は分割返済とする
<b>保証期間</b>	運転資金 ７年以内（うち返済の据置期間２年以内） 設備資金 １５年以内（うち返済の据置期間２年以内）
<b>信用保証料率</b>	なし ※ 岐阜県が予算の範囲内において全額を負担
<b>担保</b>	必要に応じ
<b>連帯保証人</b>	必要に応じ
<b>貸付利率</b>	年１．２０％（償還期間が１０年を超えるものは年１．６０％）
<b>添付書類</b>	信用保証協会所定の申込資料のほか、 （a）ぎふプライムスタートアップ認定通知書の写し （b）ぎふプライムスタートアップの認定を受けた際の認定申請書一式の写し （c）ぎふプライムスタートアップの認定を受けた際の事業計画と関係性がある事業を営んでいる旨を説明した書類（認定を受けてから５年を経過し、かつ、（b）のみでは関係性が不明瞭な場合に限る。）

**創業支援資金（県 SSS） ※既存制度のため制度概要に変更はありません**

<b>申込人 資格要件</b>	<p>(1) 事業を営んでいない個人で、2か月以内（※）に会社を設立し事業を開始する具体的な計画がある⇒みなし法人</p> <p>(2) 中小企業にあたる会社で事業を継続しつつ、新たに会社を設立し事業を開始する具体的な計画がある⇒みなし分社化</p> <p>(3) 事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立から5年未満である⇒創業後5年未満の法人</p> <p>(4) 自らの会社で事業を継続しつつ、新たに設立した会社で、設立から5年未満である⇒分社化後5年未満の法人</p> <p>(5) 事業を営んでいない個人が開始した事業を、新たに会社を設立して承継させ、個人創業時から5年未満である⇒創業後5年未満の法人成り企業</p> <p>(※) 市区町村が実施する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する方は、6か月以内となります。</p>
<b>自己資金</b>	保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者は創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していること
<b>保証限度額</b>	3,500万円
<b>保証割合</b>	100%保証
<b>対象資金</b>	創業により行う事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金
<b>貸付形式</b>	証書貸付とする
<b>返済方法</b>	一括返済又は分割返済とする
<b>保証期間</b>	10年以内（据置期間1年以内） ※ただし、例外的に、プロパーとの協調融資又はプロパー融資残高がある場合は据置期間を3年以内とすることが可能
<b>信用保証料率</b>	0.2%
<b>担保</b>	要しない
<b>連帯保証人</b>	要しない
<b>貸付利率</b>	年1.20%
<b>添付書類</b>	信用保証協会所定の申込資料のほか、 ・「創業計画書（スタートアップ創出促進保証制度用）」
<b>金融機関の 責務及び報告</b>	<p>・ 創業者に対して、融資実行後、創業者が会社を設立して原則3年目及び5年目に中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、創業者よりガバナンスチェックシートの写しの提出を受ける。</p> <p>・ 創業者がガバナンスチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月又は10月のいずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを信用保証協会に提出する。</p>

通知に関するお問い合わせ  
 岐阜県信用保証協会  
 企画部企画課  
 TEL 058-276-6314